

名古屋市立大学医学部附属西部医療センター 病診連携システム運営協議会規則

- 第 1条 この規則は、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター病診連携システム実施要綱 第 7 条に規定する名古屋市立大学医学部附属西部医療センター病診連携システム運営協議会（以下「運営協議会」という。）に関して必要な事項を定めるものである。
- 第 2条 運営協議会は、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター病診連携システム（以下「本システム」という。）の円滑な運営を図るため、登録医と病院の義務、責任について相互チェックを行い、また本システムの運営上の疑義苦情等の調整を図ることを目的とする。
- 第 3条 運営協議会は、登録医の代表並びに名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（以下「当院」とする。）代表から別紙の委員をもって構成する。
- 2 運営協議会委員長は、当院地域医療連携室長をもって充て、副委員長は委員のうちから登録医（2名）当院（1名）とする。
 - 3 運営協議会委員長は、必要があると認める時は、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 第 4条 運営協議会委員長は、必要に応じ又は委員の 3分の 1以上の要請があるときは運営協議会を招集し会議を主宰する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
- 第 5条 運営協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 2 運営協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合は名古屋市医師会医療連携委員会に諮る。
- 第 6条 委員の任期は 2年とする。但し、再任を妨げない
- 2 補欠のため就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第 7条 運営協議会事務局は当院地域医療連携センターに置く。
- 第 8条 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター病診連携システム実施要綱 第 7 条に基づき、別に実施要領を定めた場合、本運営協議会も別に開催することができる。この場合、本規則第 3条2項中「登録医（2名）」は「登録医（1名）」と、また第5条2項中「名古屋市医師会医療連携委員会に諮る」は、「委員長が決する」と読み替えるものとする。

附 則 この規則は、平成23年 5月 1日から実施する。

この要綱は、令和 4 年 1 1 月 3 0 日から施行する。(名称変更に伴い改定)